平成２５年（フ）第１２３７号
名古屋市昭和区池端町２丁目19番地の３　グレートコースト桜山202号
破産者　澤田　道宏
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３３５号
名古屋市緑区鶴が沢１丁目702番地　フォーブルマイ105号
破産者　鬼頭　弘芳
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３３６号
名古屋市緑区滝ノ水４丁目802番地　ヨーロピアンハイム滝ノ水201号
破産者　鬼頭　　輝
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５０１号
名古屋市名東区松井町339番地　エステート松井103号
破産者　ＢＴタクシーこと　坂　　利光
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１６号
大阪府貝塚市三ツ松1215番地　６棟405号
破産者　小辨野満枝
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４２６号
大阪府岸和田市小松里町1161番地　共立マンション小松里102号、前住所大阪府岸和田市池尻町247番地
破産者　中岸ひとえ
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２０９号
兵庫県姫路市岩端町145番地　官舎Ｂ―206
破産者　中村　良和
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３１号
島根県大田市温泉津町湯里2706番地１
破産者　臼井　　浩
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第１０７７号
広島市南区南蟹屋１丁目８番29―203号
破産者　髙橋　　洋
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８０号
広島市東区中山鏡が丘11番３号
破産者　東　　大樹
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３３号
広島市安佐南区高取北１丁目７番22号
破産者　上野　真弘
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６５０号
広島市南区皆実町６丁目３番23―202号
破産者　岩本　威道
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６７４号
広島市南区東雲３丁目15番31―304号
破産者　後藤　康氏
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６７号
佐賀県唐津市相知町町切778番地
破産者　正村　博志
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第６号
大分県国東市国東町小原54番地１、申立前の住所大分県東国東郡国東町大字小原54番地１
破産者　小田　　通
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
大分県大分市王子港町１番１―1008号　サーパス王子
破産者　渡邊　　勲
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第３５８号
鹿児島県鹿児島市平之町１番８―501号
破産者　吉松佳津子
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２５号
北海道北見市美芳町５丁目２番13―302号、開始決定時の住所北海道北見市北進町５丁目15番33号
破産者　澤田不二夫
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
北海道札幌市中央区南５条東３丁目７番地２、破産手続開始決定時の住所北海道北見市西三輪１丁目653番地13アントレ101号
破産者　根上　智弥
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係